

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90%以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)			決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%			行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
人材育成と定着を図る助成件数の割合	－	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%			従事人員数	11.5	11.5	11.5		
交付決定処理期間	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日								
支払処理期間	－	第 3 期中期目標	24.8 日	26.0 日	23.6 日								

			期間実績：平均 25.3 日											
--	--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和３年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(１) 助成事業 ＜評価指標＞ (A) 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	(１) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上(前中期目標期間実績：最高値 86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。	(１) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	＜主要な業務実績＞ (A)助成による支援を行った活動の継続性の確保	＜評定と根拠＞ 評定：A 助成終了後１年以上経過した活動継続率は、令和元年度に終了した団体の令和２年度の活動状況を評価するもので、令和２年度は緊急事態宣言が発出され活動が制限されるなど新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした年で過去２年間の状況と大きく異なるが、この未曾有の厳しい状況下において、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に何らかの形で活動を継続している実質的な活動継続率においては 96.7%と第４期中期計画期間で最も高い活動継続率を確保した。 また、令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進しており、令和２年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は 7.9 点（目標値 7.5 点）を獲得した。令和２年度の新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の自粛など活動の制限が最も大きかった状況下において目標を上回り、過去２年間の実績を上回る評価を得た。 中間コンサルテーションについては、オンラインで実施することで、現地に赴くしか確認することができなかった各地における活動(とりわけ海外における活動)内容の理解が、これまで以上に進んだ。書類や意見交換はもとより、フィールドにおける活動も動画で確認することができるようになったため、評価専門委員から、よりの確なアドバイスを行うことができた。この成果は、間違いなく活動終了後の評価につながってくるものと確信している。 更に、令和３年度に助成団体に対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」において、助成団体	評定	A
							＜評定に至った理由＞ ・助成終了後１年以上経過した時点での活動継続率については、チャレンジングな目標として 90%と困難度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻な影響を及ぼす状況下において、感染拡大前と同水準の活動継続率 78.8%を達成し、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動できていない団体を除くなどした実質的な活動継続率は 96.7%と第４期中期計画期間で最も高い継続率を確保した。 ・令和２年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.9 点と目標を上回り、第４期中期計画期間で最も高い評価が得られた。 ・新型コロナウイルス感染症の活動への影響を把握するため、助成先団体へのアンケート調査	

			① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持つ進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。	①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件（66件）について、地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性、新型コロナウイルス感染拡大の影響等のレビューを行った（5月）。 基金担当者は、このレビューを踏まえ、助成事業アドバイザーの助言を受けながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 令和2年度に引き続き、全ての助成先団体を対象とする「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」を行い、対象197団体（令和2年度からの助成期間延長団体を含む。）のうち158団体から回答を得た（9～10月）。また、その結果はホームページで公表した（12月）。 ■調査結果の一部抜粋 ＜新型コロナの活動への影響＞回答 158 団体 ＜興味のある支援内容＞回答 158 団体（複数回答可） この調査により、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・	の活動に重要な資源である人材・資金の確保など組織基盤の強化が喫緊の課題であることが顕在化したことを踏まえ、ファンドレイジング等をテーマとした研修やポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画し、自ら運営するなど助成団体のニーズに速やかに対応するなど、ポストコロナに向けて助成団体の更なる支援の強化に積極的に取り組んだ。 令和元年度より実施している助成団体の支援強化の取組が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の厳しい状況下において計画以上の成果を上げるとともに、第4期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができた。また、ポストコロナに向けて助成団体の喫緊の課題である組織基盤の強化に対して速やかに支援策を講じることができた。 以上のことから自己評価をAとした。 ○ 助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90％）で直ちに達成が困難であるが、新型コロナウイルスの感染拡大により約9割の助成先団体が活動実施に大きな影響が出ている状況下において感染拡大前と同水準を維持した。令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、第4期中期計画期間中に感染拡大前の状況に回復することが可能になれば、チャレンジングな目標の達成が期待できる。 また、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に活動を休止している団体」及び「活動の目的を達成した団体」を除き、「他団体で継続している団体」を含めた実質的な活動継続率は96.7％の高い継続率となっている。 ○ 事後評価は目標を上回る評価を獲得 評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.9点であり、目標を上回る評価を得た。今回の事後評価の対象である助成団体より、中間コンサルテーションにおいて評価専門委員等が行う助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入するなど助成団体の活動支援を強化してきたことで目標を上回る評	を実施し、調査結果を踏まえて、組織基盤強化のための研修やシンポジウムを開催するとともに、中間コンサルテーションでの評価委員の直接指導等により、助成先団体の活動が着実に進められた。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進するとともに、活動に対する評価及び実質的な活動継続率について、これまで以上の高い水準を確保していると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き NGO・NPO の組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策目標や社会情勢等も踏まえて、効果的な助成の実施と助成の成果の向上を図っていくこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	---	--	---

				活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられることから、以下の支援策を講じた。 i) 組織基盤強化のための研修の実施 ポストコロナに向けたさらなる活動推進、活動の土台となる団体組織報収集の場として、「環境 NGO・NPO のための組織基盤強化研修」を実施した（１～２月、オンライン開催、延べ 66 人参加）。 ii) シンポジウムの開催 令和 2・3 年度の本調査結果と地球環境基金の取組、団体の取組好事例を紹介・共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムをオンラインで開催した（３月、84 人参加）。（特非）ICA 文化事業協会及び（特非）SET が行った事例紹介について、参加者からは「現場での工夫や実践をうかがえたことが有意義だった」などの反響を得た。 iii) ホームページでの情報提供 地球環境基金ウェブサイトにおいて、各府省庁による新型コロナウイルス感染対策関連の最新情報をまとめて更新した。 （資料編 P21_地球 1 新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査【報告（概要）】） ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 i) フォローアップ調査の実施 平成 29 年度から令和元年度まで 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。（６月） 調査対象 66 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が 52 団体（78.8%）、「他団体で継続している」と回答した団体が 7 団体（10.6%）であり、活動がその後も何らかの形で「継続している」のは 66 団体中 59 団体（89.4%）であった。 また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため活動を継続していないと回答した 1 件と、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した 4 件を母数から除いて整理すると、本来継	価を得た。新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得ることができたものと思料される。 ○ 組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」において、助成団体の 9 割が活動に深刻な影響を受けており、その中でも助成団体の活動の重要な資源である人材・資金の確保など組織基盤の強化が喫緊の課題であることが顕在化した。この調査結果を踏まえ、ファンドレイジング等をテーマとして研修、またポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営し、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症の対応は過去の経験やノウハウがないことから、成功事例等を積極的に取り入れたプログラムにすることで 97.7%の参加者から有意義であったとの回答を得た。 ○ カーボンニュートラル等に関する NGO・NPO の活動を採択 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度の助成期間延長措置による繰越 16 件を含め 196 件計 544 百万円の助成を行うとともに、令和 4 年度助成金要望では、国の環境政策へ則して助成金の活動分野名を「地球温暖化防止」から「脱炭素社会形成・気候変動対策」へ変更し、カーボンニュートラルに関する活動など 175 件、計 583 百万円の採択（内定）を行った。 <課題と対応> ○ 引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されることから、助成先団体の状況を踏まえ、活動計画の変更に柔軟に対応するとともに NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。 ○ 地球環境基金助成金申請システム（令和 4 年 11 月稼働予定）の構築を進め、事務手続の効率化を図るなど業務の DX 化を推進する。	
--	--	--	--	---	---	--

					続されるべき活動の9割超、96.7%（59団体／61団体）が継続していることが分かった。 （資料編 P28_地球2 助成事業に関フォローアップ調査結果（2021年度）） ii）調査結果の活用等 上記i）の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を3件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（10月）。 実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として「2020年度地球環境基金レポート」を公表した（12月）。 (B) 助成による支援を行った活動の質の向上		
	(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%） 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	①助成活動の進捗状況の確認 i）基金担当者によるモニタリング 令和2年度に導入した「担当者評価」を「担当者モニタリング」へと位置づけ直し、各助成先団体の状況確認や支援をより重視した。 令和3年度は、助成開始から1年以上が経過した活動 115		

		行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	件を対象として、令和２年度の活動報告や当年度の交付申請書などをもとに、モニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地確認が困難な場合が多かったが、Web 会議システム等を積極的に活用し進捗状況の確認等を行った（通年）。 ②評価の実施 ■助成事業スケジュール（３年計画の場合） i) 事前目標共有 2021 年度助成金における新規採択 66 件を対象に、全件実施した（４～５月）。 内定決定（令和３年３月 25 日）後の約 1 か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。 ii) 中間コンサルテーション 活動計画３年以上の２年目を迎えた 59 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 57 件（つづける助成 11 件、ひろげる助成 41 件、プラットフォーム助成 1 件、）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（９～10 月）。 iii) 事後評価（書面評価） 令和２年度に３年間の活動を終了した 34 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 30 件（つづける助成 8 件、ひろげる助成 21 件、プラットフォーム助成 1 件）を対象に、令和３年 8 月までに事後評価を実施した。 事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実	
--	--	--	---	---	--

					績報告書等を元に評価し、20 点満点中平均 15.7 点（10 点満点換算で 7.9 点）となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 （資料編 P49_地球3 2021 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要） iv）継続評価 フロントランナー助成の2 件について、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性をオンラインでヒアリング調査した（11～12 月、オンライン実施）。 評価した2 件は標準以上の結果となり、第2 回助成専門委員会で審議の上、4・5 年目の助成継続を決定した（2～3 月）。 v）実地調査 令和2 年度に3 年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（3 件）、中位（2 件）、下位（1 件）の計6 件を評価専門委員会で抽出し、オンラインでヒアリング調査を行った。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った（11 月）。 ③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 i）評価専門委員会の実施 年2 回の委員会（いずれもオンライン）を開催し、令和3 年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行った。 ii）評価結果の団体へのフィードバック・振り返り 次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した各助成先団体にフィードバックした。 特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和4 年度の活動計画に反映される	
		③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。	③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。			

					よう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った（10～11月）。 iii）活動報告会の実施 令和3年度が助成最終年度の団体（67団体）による「地球環境基金活動報告会」は、令和2年度に引き続き、Web会議システムを活用して各団体の3年間の助成活動の状況・成果に関する発表を録画した動画をホームページ及びYouTubeで公開した（令和4年4～5月）。 iv）関係機関との連携強化 全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしを行った（10月～11月）。 また、環境省及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と共催で、6つの民間助成財団が参加した「環境助成財団情報交換会」を開催した（1月）。 さらに、エコネット近畿、きたネット、地域の未来・志援センターが主催する「助成サミット」に参加し、他の助成財団等と情報交換・意見交換を行った（8月、11月）。		
	(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 ＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施 ① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 i) 助成対象について 令和3年度は197件（新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、特例的に令和2年度繰越した16件（35百万円）を含む。）、総額619百万円の助成金交付決定を行った。 通常採択181件総額584百万円の内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が23件総額93百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が14件総額52百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動する		

		が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。		もの）が 144 件総額 438 百万円であった。 また、令和 3 年度は令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、助成先団体 1 団体が交付決定後に助成活動を中止したことから、下表のとおり、期末の確定額は 196 件、544 百万円となった。 ＜助成金交付状況＞ （単位：件、百万円） <table><tr><th rowspan="2">助成メニュー</th><th colspan="2">令和 3 年度</th><th colspan="2">令和 2 年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>10 (0)</td><td>18 (0)</td><td>9</td><td>12</td></tr><tr><td>つづける</td><td>32 (2)</td><td>59 (2)</td><td>34</td><td>62</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>109 (13)</td><td>355 (17)</td><td>112</td><td>334</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>5 (1)</td><td>29 (3)</td><td>4</td><td>19</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>3 (0)</td><td>15 (0)</td><td>2</td><td>7</td></tr><tr><td>復興支援</td><td>6 (0)</td><td>19 (0)</td><td>6</td><td>18</td></tr><tr><td>特別</td><td>4 (0)</td><td>11 (0)</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>LOVE BLUE</td><td>11 (0)</td><td>12 (0)</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>計</td><td>180 (16)</td><td>521 (23)</td><td>180</td><td>477</td></tr></table> ※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース 令和 3 年度のカッコ内の数は、令和 2 年度からの繰越分で上段の数値の外数 ii）助成対象の重点化 令和 3 年度交付決定（通常採択）181 件（国内案件：144 件、海外案件：37 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、178 件（98.3%）となった。 （資料編 P53_地球 4 2021 年度助成金分野別件数内訳） （資料編 P55_地球 5 地球環境基金助成金 助成金額・件数の推移） iii）令和 4 年度助成活動の採択 ア 募集案内決定 第 1 回助成専門委員会（オンライン）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2022 年度助成金募集案内」を決定し年 9 月 30 日に公表した。 （資料編 P56_地球 6 令和 4（2022）年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）	助成メニュー	令和 3 年度		令和 2 年度		件数	金額	件数	金額	はじめる	10 (0)	18 (0)	9	12	つづける	32 (2)	59 (2)	34	62	ひろげる	109 (13)	355 (17)	112	334	フロントランナー	5 (1)	29 (3)	4	19	プラットフォーム	3 (0)	15 (0)	2	7	復興支援	6 (0)	19 (0)	6	18	特別	4 (0)	11 (0)	2	8	LOVE BLUE	11 (0)	12 (0)	11	12	計	180 (16)	521 (23)	180	477		
助成メニュー	令和 3 年度		令和 2 年度																																																									
	件数	金額	件数	金額																																																								
はじめる	10 (0)	18 (0)	9	12																																																								
つづける	32 (2)	59 (2)	34	62																																																								
ひろげる	109 (13)	355 (17)	112	334																																																								
フロントランナー	5 (1)	29 (3)	4	19																																																								
プラットフォーム	3 (0)	15 (0)	2	7																																																								
復興支援	6 (0)	19 (0)	6	18																																																								
特別	4 (0)	11 (0)	2	8																																																								
LOVE BLUE	11 (0)	12 (0)	11	12																																																								
計	180 (16)	521 (23)	180	477																																																								

				イ 脱炭素社会の実現に向けた審査方針等の改定 我が国の令和2年10月の「カーボンニュートラル宣言」、令和3年4月の気候サミットにおける「2030年46%削減目標」の表明を踏まえ、令和4年度（2022年度助成金）から「活動分野」及び「審査方針」（重点配慮事項）の「地球温暖化防止」を「脱炭素社会形成・気候変動対策」に改定し、各地域における脱炭素の取組をより一層支援する方針を明確化した。 ウ 助成金説明会の開催 2022年度助成金の募集に向けて、地球環境基金主催の説明会を8回、セブーンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を1回実施し、周知を図った。これらの説明会は全てオンラインにより開催した（九州地方はオンラインと参集型の組合せ）。オンライン開催により、全国環境NGO・NPOが全国どこの説明会にも参加出来るようになった。 ERCA主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPOとの連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマを設定し、各地域を拠点に活動する助成先団体の活動事例紹介（セミナー）を併せて実施した。（10～11月） エ オンライン個別相談会の開催 令和3年度からオンラインでの個別相談会に本格的に取り組み、4日間で46団体に対し実施した（11月）。 オ 応募状況と内定 289件（イ案件：39件、ロ案件：25件、ハ案件：225件）の応募を受け、令和4年2月に第2回助成専門委員会を開催し、2022年度助成金採択案を決定し、令和4年3月に開催した運営委員会に諮り、175件の助成金交付を内定した。 <令和4年度助成状況> (単位：件) <table><tr><th>助成メニュー</th><th>応募</th><th>内定（うち新規）</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>26</td><td>3（3）</td></tr><tr><td>つづける</td><td>53</td><td>30（12）</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>169</td><td>113（44）</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>9</td><td>6（1）</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>7</td><td>4（1）</td></tr><tr><td>復興支援</td><td>4</td><td>4（－）</td></tr><tr><td>特別（地域循環共生）</td><td>6</td><td>3（1）</td></tr></table>	助成メニュー	応募	内定（うち新規）	はじめる	26	3（3）	つづける	53	30（12）	ひろげる	169	113（44）	フロントランナー	9	6（1）	プラットフォーム	7	4（1）	復興支援	4	4（－）	特別（地域循環共生）	6	3（1）	
助成メニュー	応募	内定（うち新規）																											
はじめる	26	3（3）																											
つづける	53	30（12）																											
ひろげる	169	113（44）																											
フロントランナー	9	6（1）																											
プラットフォーム	7	4（1）																											
復興支援	4	4（－）																											
特別（地域循環共生）	6	3（1）																											

				<table><tr><td>LOVE BLUE</td><td>14</td><td>12</td><td>(5)</td></tr><tr><td>不明</td><td>1</td><td>—</td><td>(—)</td></tr><tr><td>計</td><td>289</td><td>175</td><td>(67)</td></tr></table>	LOVE BLUE	14	12	(5)	不明	1	—	(—)	計	289	175	(67)		
LOVE BLUE	14	12	(5)															
不明	1	—	(—)															
計	289	175	(67)															
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	② 助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。	② 助成活動のSDGsのゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。		②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。 ③人材の育成と定着を図る助成方法の検討 i) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和3年度の助成先団体から新たに8期生として8名を採択した（応募19名）。これは3年以上計画の新規案件（36件）の22.2%を占めている。														
(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上														
＜関連した指標＞ (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は	① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は		①会計事務等に関する指導等の実施 i) 内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 これまで ERCA 事務所で集合型により説明会を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大を契機に令和3年度から、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談や問合せに対応する方法に見直して実施した（4月）。														

					の調達を行い、システムの基本設計に着手した（３月）。同システムは 2023 年度助成金の要望手続（令和４年 11～12 月）から稼働予定。 ii）一部概算払いの実施 令和２年度に助成を受けていた団体のうち、ア「令和２年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、令和３年度は 25 団体に対して、助成金 50％を上限に概算払い（42,800 千円）を実施した（７月）。 iii）EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの 2021 年度版を、ホームページに公表した（４月）。令和３年度中のマクロファイル利用率は 90.7％であった。 iv）他の助成制度の紹介 令和２年度に引き続き、環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を更新・作成するとともに、ホームページに掲載した。（９月） v）助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年４回）については、厳正かつ迅速な審査に努め、令和３年度の平均処理日数は 23.6 日であった。 vi）計画変更機会の増設 新型コロナウイルス感染拡大の助成対象活動への影響を踏まえ、原則年１回を上限としている交付決定後の活動計画の変更は、令和３年度も２回以上の活動計画変更申請を可能とした。 その結果、令和３年度は全体の約４割に当たる 82 団体の活動計画変更申請を承認した（令和２年度は約６割の 105 団体）。うち、２回以上の変更を行った団体は３団体（令和２年度は６団体）であった。		
--	--	--	--	--	---	--	--

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022 環境・21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
ユース世代の 活動団体の交 流会実施回数	－	第3 期中期目標期 間実績：平均2 回	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）			決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
ユース世代を 対象とした研 修実施回数	－	第3 期中期目標期 間実績：平均4 回 ／年	6 回	4 回	4 回			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
研修受講者ア ンケートによ る肯定的評価	－	第3 期中期目標期 間実 績：平 均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%			経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
								従事人員数	11.5	11.5	11.5		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(2) 振興事業 ＜評価指標＞ (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ＜関連した指標＞ (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／年）	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ (A) 環境保全活動を行う人材の創出 <			

				(資料編 P59_地球 7 第 7 回全国ユース環境活動発表大会) ii) 全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2021) の共催 令和 3 年 12 月 26 日 (日) に開催された全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2021) に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。 なお、参加団体数は 5 団体であった。 ②ユース世代を対象とした研修等の実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年各地で実施している集合型の研修の開催は見送った。 一方で、感染症対策を十分に講じたうえで、大学生向けのオンライン座談会と、協賛企業の協力を得て高校生向けの企業研修、及び高校生向けのオンラインセミナーを行った。 ＜高校生・大学生向け研修等の開催状況＞ <table><tr><th></th><th>内容</th><th>会場</th><th>参加</th></tr><tr><td>7 月</td><td>大学生 SDGs 座談会</td><td>オンライン</td><td>6 校 12 名</td></tr><tr><td>11 月</td><td>高校生企業 SDGs 研修(タニタ)</td><td>東京都</td><td>1 校 4 名</td></tr><tr><td>2 月</td><td>高校生企業 SDGs 研修(キリン HD)</td><td>オンライン</td><td>1 校 10 名</td></tr><tr><td>3 月</td><td>東北地区高校生 SDGs セミナー</td><td>オンライン</td><td>14 校 67 名</td></tr></table>		内容	会場	参加	7 月	大学生 SDGs 座談会	オンライン	6 校 12 名	11 月	高校生企業 SDGs 研修(タニタ)	東京都	1 校 4 名	2 月	高校生企業 SDGs 研修(キリン HD)	オンライン	1 校 10 名	3 月	東北地区高校生 SDGs セミナー	オンライン	14 校 67 名	コロナ感染拡大により団体の活動の将来に大きな不安を抱える状況であったが、研修に参加することで、参加者全員のモチベーション向上につながり、「この研修がなければ活動をストップしていたかもわからない。本当に感謝している」との言葉を頂くなど、団体の活動の質の向上にも大きく貢献した。 将来的に国内外の環境 NGO・NPO に携わる人材を発掘・育成することを目指して、新たに「環境ユース国内派遣研修」を実施した。本取組は今後の助成事業の発展に寄与するなど将来的な成果の創出が期待できる。 また、環境活動を行っている全国の高校生を対象に、相互研鑽や交流を目的とした「全国ユース環境活動発表大会」は、新型コロナウイルス感染拡大により開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和 3 年度に実施したこれらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の活動基盤強化に資する知識やノウハウを提供し、人材育成やネットワーク構築に貢献するという目標としてきた使命に合致するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のあるものである。 以上のことから自己評定を A とした。 ○ 助成団体の組織基盤強化に向けた研修等による支援 「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において助成先団体が必要としている支援を把握し、各種情報提供のほか、助成先団体に対する活動影響調査において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、組織基盤強化のための研修、シンポジウム等を行った。 シンポジウムの企画に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動の転換を迫られる環境団体が今後の活動の継続のために必要としている学びや気づきをいかに多くの方が自分事として捉えられるようにプログラム構成を工夫し、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大の影響で苦労している各団体にも大きな励ましになり、「他団体の組織運営を聴けたこ	表大会の地方大会 (8 回) のウェブ開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施した。 ・以上のことから、基準値や昨年度開催実績を大幅に上回る 23 研修を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境 NGO・NPO の活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場を新たに企画・運営するなど、これまで以上の振興事業を自主的に展開していると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 令和 3 年度の成果と社会情勢、環境 NGO・NPO が置かれている状況やニーズ等を踏まえ、研修の実施にあたっては、対面・オンライン形式の利点を活かしながら有意義かつ効率的な方法を検討し、引き続きユース世代の環境保全活動を支援するとともに新型コロナウイルス感染症の状況下における環境 NGO・NPO の活動や基盤強化を支援すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
	内容	会場	参加																							
7 月	大学生 SDGs 座談会	オンライン	6 校 12 名																							
11 月	高校生企業 SDGs 研修(タニタ)	東京都	1 校 4 名																							
2 月	高校生企業 SDGs 研修(キリン HD)	オンライン	1 校 10 名																							
3 月	東北地区高校生 SDGs セミナー	オンライン	14 校 67 名																							
(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	研修受講者アンケートによる肯定的評価 (前中期目標期間実績 : 平均 95.4%) ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞	(B) 研修・調査等事業の効果的な実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、Web 会議システムの活用、動画配信等の工夫を行い、計 19 回の研修を延べ 237 名に対して実施した。 なお、一部の研修については中止又は延期した。																						
＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価 (前中期目標期	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効		① 研修・調査の企画運営 i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手 (第 6 期 12 名、第																						

	間実績：平均 95.4%）	受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	果的なカリキュラムとなるよう努める。		7期7名、第8期7名の計26名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を、オンラインを活用して実施した。 令和3年度は6期生12名が修了した。 （資料編 P60_地球8 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移） ii）活動影響調査で把握したニーズに基づく研修、シンポジウムの実施と情報提供 助成先団体に対する活動影響調査において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、組織基盤強化のための研修、シンポジウム等を行った。 シンポジウムの企画に当たっては、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の転換を迫られる環境団体が今後の活動の継続のために必要としている学びや気づきをいかに多くの方が自分事として捉えられるようにプログラム構成を工夫した。 基調講演として、環境省民間活動支援室企画官から持続可能な社会づくりに向けた環境 NPO/NGO の役割について講演頂き、環境団体のみならず一般の国民にも非常に分かり易い言葉でポイントを説明いただき大変好評であった。 シンポジウムの講師は、「(特非) SET （岩手県陸前高田市の地域振興活動）」と「(特非) ICA 文化事業協会（海外(ケニア)での環境保全活動)」の代表に依頼した。いずれも、自身の苦しい体験談を基に、困難にどのように立ち向かい、どのように解決したかということを自身の口から誠意と熱意をもって説明いただいた。 iii) 海外・国内派遣研修の実施 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外派遣研修の実施は見送った。 一方、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に国内外の環境 NGO・NPO に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユース国内派遣研修」を、初めて実施した。 令和3年度は7名のユース世代が参加し、SDGs に関し先	とで自分の所属団体との差異を実感し、何が課題かを理解できた。今後の目標ができたので取り組んでいきたい」や「今後の活動について、一から考え直す機会となった」という前向きな意見を頂き、団体の活動にも大きなインパクトを与えることができた。 ○ 助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の若手職員の人材育成を支援 今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダー研修については、オンライン形式に切り替え予定であり年3回実施した。令和3年度は、プロジェクト・マネジメント、資金・資源の調達、他セクターとの協働など、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動に大きな影響が出ている組織基盤の強化等にも繋がるようプログラムを工夫して実施した。 ○ SDGs、地域循環共生圏に関する研修・セミナーの実施 ユース世代を対象とした環境保全や SDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計4回実施した。 ○ 全国ユース環境活動発表大会は全国の高校生が参加しやすい Web 大会として開催 全国ユース環境活動発表大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催が危ぶまれたが、過年度参加校に実施した事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、校外活動の制限がある高校も参加できるように地方大会（8回）、全国大会（1回）とも大会ウェブサイトには活動動画を発表する Web 形式で実施した。Web 大会として開催することで、発表動画は大会ホームページや YouTube の機構の公式チャンネルで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。 <課題と対応> ○ 引き続き新型コロナウイルス感染拡大が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられないが、対面形式やオン
--	------------------	------------------------	--------------------	--	--	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。	進的な取組を行っている北海道下川町を研修対象に選定し、現地の団体や自治体の協力も得ながら環境活動を行っている団体の活動の実技講習等を行った。 iv) 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で 97.7%であった。 (資料編 P61_地球9 令和3年度 振興事業 研修・講座実施状況一覧) ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を4回実施した。	ラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。 ○ 派遣研修については、国内外の開催地域や関係機関との連携を引き続き強化し、現地の好事例に触れるなど受講者にとって有意な研修となるよう取り組む。 ○ 全国ユース環境活動発表大会については新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されるが、過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。	
--	--	---	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－３－３	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成 令和４年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈関連した指標〉													
	S N S（ツイ ッター、イン スタグラム掲 載数、フォロ ワー数）	－	－	ツイッター 掲載数： 118 件、 フォロワー 数：484 人 インスタグ ラム掲載 数：91 件、 フォロワー 数：167 人	ツイッター 掲載数： 145 件、 フォロワー 数：708 人 インスタグ ラム掲載 数：129 件、 フォロワー 数：320 人	ツイッター 掲載数： 195 件、 フォロワー 数：1,388 人 インスタグ ラム掲載 数：89 件、 フォロワー 数：447 人			予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
									決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
	特定寄付金の 受け入れ金額	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
									経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
	基金の運用益	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 185 百万円	82 百万円	88 百万円	87 百万円			行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
								従事人員数	11.5	11.5	11.5			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(3) 地球環境基金の運用等 <評価指標> (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 <関連した指標> (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境 NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるためコロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境 NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	<主な定量的指標> SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	<主要な業務実績> (A)環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実 ① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保 i) ホームページ、SNS を通じた広報 ・助成先団体（最終年度）の活動成果の動画配信、子どもの環境学習情報コンテンツ（グリーンフレンズ）をリニューアルするなどホームページコンテンツを充実した。 ・日常的なエコ活動の身近な情報の発信やキャンペーンと広告を組み合わせで広報展開することでツイッターのフォロワー数が 1,388 人（対前年比 96%増）に大きく増加し、効果的な広報展開を図ることができた。 ・Instagramでは助成先団体の活動紹介や絵画コンテストを開催するなど積極的に投稿した。Instagramのフォロワー数は 447 人（対前年比 40%増）に増加した。 ii) 新聞、広報誌等による広報 ・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告（東京新聞 2 回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」に広告を掲載した。 ・広報誌「地球環境基金便り」（9 月、3 月、各 37,000 部発行）については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 箇所に送付した。No.52 号（3 月発行）では、「再生可能エネルギーの現在と未来」と題した特集を組み、カーボンニュートラルの実現に向けて NGO・NPO が取り組んでいる活動を紹介した。また、取材した助成先団体の活動等をスマートフォン等から手軽に閲覧できるように、	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○ SNS（ツイッターとインスタグラム）による情報提供を積極的に行い、効果的に広報展開することでフォロワー件数が大幅に増加した。 ○ 令和3年度は、スマートフォンによる寄付方法として、新たに J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」からの受入を実施し、個人の寄付件数を増加することができた。 ○ 企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、令和2年度同額の寄付が得られた。 ○ 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行い、昨年度とほぼ同水準の運用益を得ることができた。 <課題と対応> ○ 広報誌の発行やSNSによる発信など効果的な広報展開が図れるよう広報の充実・強化に努める。 ○ また、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることで寄付の受け入れに繋げていきたい。 ○ 子どもの環境学習情報コンテンツ「グリーンフレンズ」は各種イベントや環境出前授業等の環境教育の場で活用し、子供を中心とした世代に対し幅広く普及させていきたい。小中学生の来場者が多い「エコプロ」においても、環境教育と広報活動を重点的に展開していきたいと考えている。 ○ 低金利環境が見込まれる中、引続き長期的に安定した	評定 B <評定に至った理由> 令和3年度計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・ホームページの環境学習情報コンテンツの充実や、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・新たな寄付方法の導入により個人の寄付件数が増加するとともに、企業協働プロジェクトについて、第3期中期目標期間実績を上回る特定寄付があった。 ・資金の安全性を確保した上で、環境への配慮を踏まえた運用が実施された。 ・以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> オンライン等による効果的な広報、環境学習・環境教育の場を通じた幅広い普及を実施していくとともに、企業等の参画がより得られるように積極的な働きかけをして、寄付の獲得に努めること。 <その他事項>	

					YouTube ERCA 公式チャンネルに動画を公開し、環境問題への意識向上・啓発に努めた。 ・「地球環境基金レポート」（12 月発行）では、活動成果の優れた取組を広く普及するため、ベストプラクティスを取り上げ、寄付者や助成先団体など 1,633 箇所に送付した。 iii) イベント等への出展 11～12 月に開催された環境イベント「エコプロ 2021」にブース及びオンライン出展し、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの認知度向上に取り組んだ。 iv) 個人や企業等による寄付の確保 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入を新たに令和 3 年度より実施した結果、個人寄付の件数が大幅に増加（対前年度 23.7%増）した。 令和 3 年度は、寄付件数 1,427 件、23,638 千円の寄付額を受け入れた。	運用益を得るポートフォリオを構築するとともに、安全かつ環境に配慮した資金運用を行っていきたい。	特になし。
	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	②地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただくことで、令和 2 年度と同額の寄付を得ることができた。 また、全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和 2 年度と同じ 4 社から賛同をいただき、同額の寄付を得ることができた（総額 3,000 千円）。		
	(B) 安全かつ有利な資金運用 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績:平均 185 百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、効果的な運用を行う。	基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	(B) 安全かつ有利な資金運用 ① 安全かつ効率的な運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行った。		

				—			
--	--	--	--	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4．廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0167 令和 4 年度基金シート 基金シート番号 04-004

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈関連した指標〉													
	審査基準、審査 状況等の公表 回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：4 回／年	4 回	4 回	4 回			予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049		
	基金の管理状 況の公表回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：1 回／年	1 回	1 回	1 回			決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729		
									経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724		
									経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701		
									行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724		
								従事人員数	2.25	2.25	2.25			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 助成業務 ＜評価指標＞ (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ＜関連した指標＞ (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ① 助成金の審査基準、審査状況 ア) 軽減事業 環境大臣が指定する者（以下「指定事業者」という。）からの助成金交付申請等を適正に審査した上で 6,650,248 千円を助成した。（助成件数：8,576 件） イ) 代執行支援事業 指定事業者からの助成金交付申請等を適正に審査した上で、105,382 千円を助成した。（助成件数：17 件） (資料編 P62_PCB1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要） 以上の事業の実施状況を四半期毎にホームページにおいて公表した。 また、計画的処理完了期限が段階的に到来しており、期限内に速やかに処理を完了させるため、契約締結までの手続き、期間を考慮し、申込みを完了した者等まで助成対象範囲とする規程改正を行った。 (資料編 P63_PCB2 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等)	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○ 軽減事業及び代執行支援事業について、環境大臣の指定する者からの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。 ○ 計画的処理完了期限の一部到来により、指定事業者からの中小判定依頼に係る審査件数は 6,593 件（令和2年度 7,375 件）と引き続き高水準で推移した。 ＜課題と対応＞ ○ 令和4年度も計画的処理完了期限の一部到来により、申請件数が増加することが予想されるが、遅滞することがないよう迅速な事務処理に努める。今後も、新たに生じる課題についても速やかに対応していく。	評定	B
	＜評定に至った理由＞ 軽減事業及び代執行支援事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 計画的処理完了期限の一部到来に伴い、助成案件数は前年度に引き続き高水準で推移しているところ、今後も中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。 ＜今後の課題＞ 特になし。							
	(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① 基金の管理状況を年1回ホームページにお	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年） ＜その他の指標＞	①基金の適正な管理及び管理状況の公表 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えつつ、流動			

	目標期間実績：1回／年)	(令和9年3月)を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。		いて公表する。	性と安全性を重視した運用を行うなど基金の適正な管理を行い、基金の管理状況（拠出状況、助成状況、運用状況等）を7月に機構ホームページで公表した。		
				＜評価の視点＞	※新型コロナ感染症対策 事業継続の観点から、環境大臣が指定する者に対し判定資料の電子化を令和2年度より求めていたところ、令和4年1月に実現した。 (参考)基金の管理状況(単位:百万円) 令和2年度末残高 32,713 令和3年度増減額 △6,511 現在残高 26,202 ※増減額には助成金交付額のほかに運用収入等を含む		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	279,550	279,550
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回			決算額（千円）	356,780	302,264
維持管理積立金の管理状況の公表回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回	1 回			経常費用（千円）	279,266	282,946
								経常利益（千円）	784	2,580
								行政コスト（千円）	287,619	282,946
								従事人員数	1.25	1.25

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 管理業務 ＜評価指標＞ (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	＜主な定量的指標＞ 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ①情報提供及び適切かつ確実な事務 i) 積立額及び取戻額 積立て及び取戻しの事務を適切かつ確実に行った。 ・積立額 608 件 5,469,171 千円 ・取戻額 47 件 1,715,133 千円 ii) 運用利息の通知及び払渡し 令和4年3月末、令和3年度運用利息額について 1,153 件の通知を行った。 令和3年4月末、希望する 715 件 271,660 千円の払渡しを行った。 また、最終処分場設置の許可権者（99 都道府県等）に対し、令和2年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した（令和3年6月）。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○ 設置者への維持管理積立金利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ ○ 最終処分量の減少及び事業承継の難航等により積立金の預かり期間が長期化する傾向にあるが、許可権者との情報共有を図り適正な管理に努めていく。	評価	B
	(B) 維持管理積立金の適正な管理 ＜関連した指標＞ (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	(B) 維持管理積立金の適正な管理 ① 管理状況の公表 適正な維持管理を促進するため、令和2年度分の維持管理積立金の管理状況（積立て及び取戻し状況）について、機構ホームページで公表した（令和3年5月）。 （資料編 P64_維持1 維持管理積立金管理業務の概要）		＜評定に至った理由＞ 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。また、維持管理積立金の適正な管理についても、積立て及び払い戻し状況が確実にホームページで公表されている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。 ＜その他事項＞ 特になし。	

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 令和 4 度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0263 令和 4 年度基金シート 基金シート番号 04-005

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647		
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）を維持	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）	95 日	212 日	181 日			決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447		
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945		
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 12 回／年	12 回	12 回	12 回								

	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標 期間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日				経常利益（千円）	－	－	－		
	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945		
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%									
	窓口相談、無料電話相談件数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件				従事人員数	43	43	43		
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	－	－	22 回	23 回	1,667 回									
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回									
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	－	第３期中期目標 期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回									
	救済制度において診断実績のある医療機関数	－	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院									
	医療従事者向けセミナーの実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回									
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%									

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 認定・支給に係る業務 <評価指標> (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 <関連した指標> (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年） <定量的な目標水準の考え方> (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、コロナ禍により、従来の評価指標をそのまま適応することはない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。 ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。	<主な定量的指標> 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	<主要な業務実績> (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 1,571 件（令和2年度：1,190 件）の申請等を受け付け、1,601 件（同 894 件）の認定等処理を行い、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は 181 日（同 212 日）だった。 令和2年度以降において新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等となった中央審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会の影響を解消するため、環境省の審査分科会の開催回数が増やされ認定等処理件数は増加したが、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であった。申請等受付件数及び審査分科会の開催回数が増加する状況に	<評定と根拠> 評定：A 石綿健康被害者を迅速に救済するため、救済制度を広く周知するとともに、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務に速やかかつ丁寧に取り組み、業務が新型コロナウイルス感染症により制約を受ける中でも、以下のような量的・質的な成果を達成した。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度をこれまで以上に広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 その結果、第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大幅に上回る無料電話相談等 8,793 件（第3期実績比 155%）に対応し、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,571 件（第3期実績比 142%）の申請等を受け付けることができた。 なお、申請等の受付業務に伴う対応や審査分科会の開催回数の月3回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続き等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を数十件頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 令和2年度に申請等を受け付けたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため判定小委員会等審議会が3ヶ月間開催できなかった影響を受けて審議保留となっていた案件を含めて、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会で必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めるとともに、環境省石綿健康被害対策室への救援として、機構職員を同室へ派遣し、環境省と一体となって対応に尽力した。	評定	A
							<評定に至った理由> ○ 石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご遺族に対して本制度をこれまで以上に広く周知するため、令和3年度は認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大幅に上回る 8,793 件の無料電話相談等（第3期実績比 155%）があり、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,571 件（第3期実績比 142%）の申請を受け付けた。 また、特別遺族弔慰金等の請求期限が令和4年3月27日に到来するため、石綿健康被害者の救済漏れが生じないように請求期限の周知・広報を実施し、第3期中期目標期間実績：平均 17 件／年を大幅に上回る 86 件（第3期実績比 506%）の請求を受け付け、多くの石綿健康被害者を救	

	（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約 47 日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。				においても、業務を止めることなく継続的に環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集して、目標処理期間の短縮に取り組んだ。 （資料編 P65_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況（令和 3 年度）） （資料編 P68_石綿 2 審査中の案件に係る状況（令和 3 年度）） （資料編 P69_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和 3 年度）） （資料編 P70_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P71_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和 3 年度）） （資料編 P72_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P73_石綿 7 認定等に係る処理日数（令和 3 年度）） ② 保健所窓口担当者への制度周知等 i）保健所説明会等 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。 また、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシを配布した（4 月）。 ii）地方公共団体研修会 千葉県が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（9 月）。 ③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に 12 回の情報提供を行った。	その結果、大幅に増加した無料電話相談や申請等の受付業務に対応しつつ、第 3 期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,601 件（第 3 期実績比 144%）の認定等処理を行うことができた。 認定件数については、第 3 期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,307 件（第 3 期実績比 145%）となった。特に、療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を大幅に上回る 1,090 件（第 3 期実績比 144%）であり、平成 18 年度の制度発足以来最も多くなった。 以上の状況に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため審議保留となっていた影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、令和 2 年度において基準値を 90 日超過した認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 212 日について、31 日短縮し 181 日とすることができた。 ○ 認定件数が大幅に増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 15 日に短縮できた。 ○ 救済制度の周知と併せて、令和 4 年 3 月 27 日に到来した中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限の周知・広報を実施した。 その結果、第 3 期中期目標期間実績：平均 17 件／年を大幅に上回る 86 件（第 3 期実績比 506%）の請求を受け付けることができた。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成 28 年 12 月に救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成 29 年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくなると、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請	済した。 ○ 石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。 令和 3 年度の申請等から認知等決定までの平均処理日数は 181 日であったが、医学的判定について、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会での審議で平均 136 日を要しており、医学的判定結果が環境再生保全機構に到達してからの処理日数は 1 日で令和元年度と同水準であったため、迅速に処理が行われている。 令和 3 年度は、申請件数が前年度に比べて大幅に増加（1,190 件→1,571 件 対前年比 132%）する中、環境大臣への医学的判定申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進め、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 15 日に短縮するなど事務手続きを見直した結果、第 3 期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,601 件（第 3 期実績比 144%）の認定等処理を行った。 また、認定件数については、第 3 期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,307 件
(B) 救済給付の确实	(B) 救済給付の确实	(B) 救済給付の确实な			(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援		

	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 ＜関連した指標＞ (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。	支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。また、被認定者や医療機関等に向けた案内資料をより分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進める。	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し 47 億 9,252 万円（令和 2 年度：36 億 4,063 万円）の支給を行った。認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理を平均 15 日で行った。（第 3 期中期目標日数及び令和 2 年度：平均処理日数 17 日） また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 （資料編 P75_石綿 8 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成 18 年度～令和 3 年度））	状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。 ○ ICT 化に向けた取組の一環として、環境省と協議し、医学的判定業務にバーチャルスライドを活用するため、セキュリティの確保やインフラの整備を行い、次年度からの稼働に向けて円滑に準備を行うことができた。 ○ 厚生労働省が作成する建設アスベスト給付金制度に関するパンフレットについて、作成の協力をした。また、建設アスベスト給付金制度の円滑な運営に必要な、救済制度の認定等情報の提供などにより適切に連携を図った。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため審議保留となっていた影響により、平均処理日数は平時を想定して目標と定められた 122 日に対し 181 日となっており、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等については、今後も一部実施が困難となることが考えられるが、Web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。	（第 3 期実績比 145%）となった。 特に、療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を大幅に上回る 1,090 件（第 3 期実績比 144%）であり、平成 18 年度の制度発足以来最も多い結果となり、多くの石綿健康被害者を救済した。 ○ 建設業に従事していた元労働者等が、石綿粉じんばく露により健康被害を被ったのは国が適切に規制しなかったためである等として、国（厚生労働省・国土交通省）と企業に対し損害賠償を請求し、令和 3 年 5 月 17 日に国及び企業の賠償責任を認める最高裁判決があった。翌日、国と原告は和解の基本合意書を締結し、6 月 9 日に議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和 4 年 1 月 19 日に施行された。 これまで石綿に関する給付制度は、石綿健康被害救済制度と労災制度のみであったところ、新たに建設アスベスト給付金制度が設けられ、これまで以上に制度について国民に適切に認知していただき、被害者を迅速に救済する必要がある。 石綿健康被害救済制度と労災制度は対象者が重複しなかったが、建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の対象者は重複し、両制度の給付を受けることが可能となる者が存在するため、これまで以上に業務が複雑になり業務量も増加することから、建設アスベスト給付
	(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の 6 か月前、3 か月前、1 か月前に遺族・療養者に対して電話または文書連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 124 回連絡を行った。		
	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者	③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の 7 か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を計 52 回実施した。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケー		

	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知 ＜関連した指標＞ (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）	等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。 (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適切に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	等のニーズを把握する。 (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。		ト調査を行った。 （資料編 P76_石綿9 被認定者等アンケート概要（令和3年度）） (C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施した（10 月、1 月）。 また、診断実績のある医療機関等へポスター・チラシを配布した（4 月）。 		金制度を所管している厚生労働省と連携して対応する必要があるが、制度周知に関し厚生労働省作成のパンフレットに協力したことや、厚生労働省と密に連携を図り情報の提供を行うなど、被害者の迅速な救済のために適切に対応した。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
	(c2) 施行前死亡者の	② 関係機関とも連携	② 救済制度に関する相	窓口相談、無料電話相談件	② 救済制度に関する相談への対応		

	遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和４年３月 27 日）について周知を行う。	談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	数(前中期目標期間実績:平均 5,688 件／年)	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、窓口閉鎖は行わず、TVCM 期間中の一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、広報の効果等で大幅に増加した無料電話相談等に対応した。また、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア. 窓口相談件数 41 件（令和２年度 32 件） イ. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）8,752 件（令和２年度 4,717 件）
--	---------------------------	---	--	---------------------------	---

					ii)「石綿による肺がん」の周知 学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。 また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（7月）。 iii) 医療専門誌による制度周知 医療専門誌（画像診断、ナーシング）延べ5誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。		
	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 ＜関連した指標＞ (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。 ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又は Web 形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。	保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照		

	(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。 ③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。 ④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。 ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9 月）。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（3 月）。		
	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 ＜関連した指標＞ (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数(平成 29 年度実績：1,778 病院) (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。 ② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。	救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和 2 年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 1,936 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（7 月）。 ② 学会等におけるセミナーの開催 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、学会の絞り込みを行い、学会セミナーを 4 回開催した。 （資料編 P86_石綿 14 学会セミナー等実績（令和 3 年度））		

		知見を提供する。					
	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 ＜関連した指標＞ (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。 ② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。 (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。 ② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システムの再構築を行う。さらに、同システム活用して認定・支給事務の進捗状況を随時把握し、業務を適切に管理する。	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。なお、中皮腫細胞診実習研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 (F) 個人情報管理等の対策 ① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護 ヒヤリハットの自己点検を実施（11月）するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（2月）。職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。 ② 情報通信技術の利活用 i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii) 認定・給付システムの再構築を開始した（令和4年12月稼働予定）。 iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv) ICT化に向けた取組の一環として、環境省と協議し、医学的判定業務にバーチャルスライドを活用するため、セキュリティの確保やインフラの整備を行い、次年度からの稼働に		

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。 ④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。 ⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	向けて円滑に準備を行った。 ③ 業務効率化を図るための検討 職員の業務専門性を高めるため、以下の研修を実施した。 i) フリーダイヤルへの対応 電話応対スキル向上のため、フリーダイヤルの事例を題材に、勉強会を実施した（10月）。研修の成果を活用して、全国規模の広報の実施により大幅に増加した電話相談に部全体で協力して対応した。 ii) 制度に関する研修 救済制度に関する基礎知識と社会保障制度を題材にした研修を実施した（12月）。後者の研修では、医療ソーシャルワーカーを講師としてオンラインで実施し、具体的な事例を交え、患者を取り巻く社会保障制度等について学び、人材育成を図った。 ④ 環境省・厚生労働省との連携・情報共有 環境省及び厚生労働省と各種の情報共有を行うため定例会等を実施した。また、令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による新制度の業務について、環境省・厚生労働省と情報共有や各種の調整を行うとともに、個人情報に配慮しつつ迅速に対応できるよう関連資料の保管場所に関する準備を行った。引き続き必要事項を行う。 今後は新制度に関する業務に適宜対応していく。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（10月）。		
--	--	---	---	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0263

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647		
									決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447		
									経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945		
									経常利益（千円）	－	－	－		
									行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945		
									従事人員数	43	43	43		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和 3 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(2) 納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ (A) 納付義務者からの徴収率 100%(前中期目標期間実績：平均 100%) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 納付義務者からの費用の徴収につい	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績(平均 100%)を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績(平均 100%)を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%(前中期目標期間実績：平均 100%) ＜その他の視点＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主 4 社に対し、令和 3 年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 徴収すべき特別拠出金(全納分及び延納分)を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評価	B
							＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収について	

	て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	・徴収すべき額を確実に徴収しているか。			は、引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	---------------------	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報